

# あなたとわたしの「3分でわかる!」キホン条例

## 第6回 市民と市のいろいろな関係を整理してみる

先月号では、自治基本条例に「市政」の登場人物として市民がどう描かれているかを紹介しました。今回はもう少し、「市民」という存在について書いてみましょう。

「市民」はすべて、人として、等しい尊厳と権利を持っています。これは、誰もが認めることでしよう。

一人ひとりが市のオーナーであり、ユーザーであることは、先月号でお伝えしましたが、必ずしも「自分はオーナーなのだから、自分の言うことを市は聞き入れるべきだ!」ということにはなりません。自分と同じオーナーでも自分とは意見が違う人がいるかもしれません。自分が期待することが実現することで、他の市民の期待が実現しなくなることで発生するかもしれません。

自分が持つ権利を行使す

るとき、氷見市という場を共にする仲間のことをなかがしろにしないことで、オーナー同士の不要な衝突は避けられるのではないのでしょうか。もちろん、それでもぶつかることはありますし、ぶつかること（まちの課題をめぐる議論）が大事なこともあります。

しかしながら、どんなときも、自分と他の市民は「自分と同じ尊厳と権利を持つ、同じ氷見市にいる仲間」であることは変わりません。

市民は氷見市という「まち」とは市政を通じてしか関わらないわけではもちろんありません。地域やみんなの困りごとの中で、自分が「ほっておかれん」と思うことに、自分や自分たちで取り組む「自治」の領域があります。この「自治」の領域は、もともと市民の自発性に根ざしており、も

ちろん、市から指導されたり、強制されたりするものではありません。氷見市でも広がってきた「子ども食堂」の取り組みなどは好例ですが、困りごとを「ほっておかれん」と感じる市民の活動が活発であることは、氷見市という「みんなの暮らしの場」の活力と豊かさ

に直結すると考えています。市民の自治の領域になにより必要なのは「自分ごととして自分の意思で取り組む」自発性であり、市の必要以上の「関与」はその自発性を減らしてしまう恐れ

があります。そのため、行政は市民の自主性を尊重した運営を進めていかなければならないと考えています。文：氷見市自治基本条例検討委員会アドバイザー・委員 土山希美枝

### 【問合せ】

企画政策課地域協働推進班

☎74-8013

## 防災「110」 「弾道ミサイル落下時の行動にこころ確認」

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する場合、弾道ミサイルはきわめて短時間で日本に飛来することが予想されます。

昨今の情勢を踏まえ、内閣官房から情報提供された、次に示す「弾道ミサイル落下時の行動について」の内容をご確認いただき、有事の際には落ち着いて行動いただくようお願いいたします。

### 弾道ミサイル発射直後の情報伝達

- ①弾道ミサイルは、発射からきわめて短時間で着弾します。
- ②ミサイルが日本に落下する

### メッセージが流れた直後に取るべき行動

可能性がある場合は、アラートを使用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メールなどにより緊急情報をお知らせします。

### 「屋外にいる場合」

- ①近くの建物の中か地下に避難してください。
- ②近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

### 「屋内にいる場合」

- ①窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。

## 全国瞬時警報システム（アラート）の訓練を実施します

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（アラート）の訓練実施のため、防災行政無線の試験放送を行います。皆さんのご理解をお願いします。

☎74-8021 地域防災室

日時	内容
11月1日(水) 午前10時頃	緊急地震速報訓練 (気象庁発信)
11月14日(火) 午前11時頃	全国一斉情報伝達訓練 (消防庁発信)
11月22日(水) 午後2時頃	定期情報伝達訓練 (消防庁発信)